

平成 25 年 6 月盛岡市議会定例会

特別委員会調査報告書

平成 25 年 6 月 28 日提出

防災対策特別委員会

震災復興対策特別委員会

観光対策特別委員会

エネルギー対策特別委員会

平成 25 年 6 月 28 日

盛岡市議会議長 村 田 芳 三 様

防災対策特別委員会

委員長 藤 澤 由 蔵

委員会の調査報告書

本委員会に付託された調査事項について、調査の結果、別紙のとおり決定しましたので、会議規則第 70 条の規定により報告します。

平成 25 年 6 月盛岡市議会定例会
防災対策特別委員会調査報告書

平成 25 年 6 月 28 日提出

近年、地震、豪雨、竜巻さらには爆弾低気圧など自然災害による甚大な被害が多発傾向にあり、市民の安全・安心が脅かされる事案が続いています。

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、マグニチュード 9.0 の大地震が発生しました。この大地震は東北 3 県の太平洋沿岸を中心に甚大な津波被害等をもたらし、未曾有の大災害、東日本大震災を引き起こしました。

この災害により、私たちは長時間にわたる停電、公共交通機関の運休やガソリンスタンドの休業による移動手段の制限、物流の停滞による食料品や日用品の調達困難などそれまで想定していなかった事態を経験しました。さらに、情報の収集や伝達方法が絶たれ、周辺地域以外の被災状況を把握することができず、状況がいつ回復するかめどがたたない状態であったことが一層不安を募らせる要因となりました。

私たち議員は、発災時に開催されていた委員会を直ちに散会し、それぞれの地域において、市民の安全確保や避難所対応に努めました。

しかし、災害時に議員・議会としてどのような役割を果たすべきかについて、議員相互の意志疎通が十分でなかったという反省があります。

この反省から、災害時の議会としての対応や議員の責務の重要性について再考する気運が大きく醸成されました。

平成 23 年 10 月 27 日に設置された当特別委員会は、東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、本市を「日本一安心・安全なまち」にするために、「災害に強いまちづくり」、「市民協働による防災対策」そして「災害発生時における議員・議会の役割」について調査研究を行いました。その調査結果について、次のとおり報告します。

記

1 災害に強いまちづくり

(1) 現状と課題

本市の防災対策の現状、東日本大震災における災害対応活動と災害時要援護者対策について調査しました。その結果、次に掲げる課題が明らかになりました。

① 長時間停電への対策

生活の多くを電化製品に頼っている現状では、電気は欠くことのできないものとなっております。東日本大震災の際には停電が長時間に及んだことにより、家庭では照明や暖房、調理等の器具が使えず、道路では信号機が機能せず交通が混乱するなど生活のあらゆる場面で著しく不便を来したことから、停電時の市民生活や安全への対策について多方面にわたる関係機関等との対策検討が必要であるものと考えられます。

② 避難所対策

東日本大震災の際には、市からの避難指示等は出されませんでした。市民が自主的に市の施設等に避難したこと、盛岡駅等において帰宅困難者が発生したこと、そして避難所において非常電源、備蓄品の配備等の不足が生じたことへの対策が必要であることが明らかになりました。

また、沿岸被災地での避難所の実態から、必ずしも避難者のプライバシーに対する配慮が十分ではなかった例があったことが分かりました。

③ 情報収集・伝達体制の充実・強化

市から報道機関や市民に分かりやすくタイムリーに情報伝達が行われなかったことへの反省として、対応策の検討が求められます。

なお、市では、上記3点の検討課題を踏まえ、平成24年3月に地域防災計画の見直しを実施しました。また、自然災害を含む市民等の生命、身体又は財産に直接重大な被害が生じ、または生じるおそれがある緊急の事態等である「危機」に対応するために、同時期に盛岡市危機管理指針を策定し、同年4月から同指針の運用を開始しました。

④ 災害時要援護者対策

要援護者名簿への登録促進、「あんしん連絡パック」の情報の更新、安否確認などの地域支援者の役割の重要性等を踏まえ、地域との協働による取り組みを進める必要があります。

これらに述べたほかに、本市では国の定めた「消防力の整備指針」に対する消防職員の充足率は、本年4月1日現在67%となっております。

(2) 先進地の状況

① 兵庫県明石市では、阪神・淡路大震災を教訓として、「災害に強

いまちづくり計画」を策定し、この計画に基づいて、備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽などを備えた防災公園の整備、防災行政無線システムの整備などハード面の整備を進めています。また、総合防災訓練において警察、電気・ガス事業者等の関係機関も実働訓練を行うとともに、地域の地図を題材に、近隣同士でコミュニケーションをとりながら、地域の防災について楽しくゲーム感覚でかつ真剣に考える訓練、DIG（災害図上訓練）を取り入れながら地域の防災力向上に努めるなど、ソフト面での防災体制の充実に取り組んでいます。

- ② 神戸市では、防災中枢拠点である危機管理センターや市民への情報伝達体制、避難誘導施設等の整備をはじめ、耐震診断、耐震改修補助や家具の固定補助等、市民の住宅の耐震化促進事業を実施しているほか、地域の防災拠点となる小中学校の耐震化を進めており、平成26年度までに耐震化率100%を目指しています。
- ③ 静岡県三島市では、東海地震の発生を想定し、無料耐震診断、木造建築物耐震補強助成、耐震シェルター整備、家具転倒防止、防災ラジオ購入補助等の事業を実施しています。
- ④ 新潟県長岡市では、近年、2度の豪雨と中越大震災と中越沖地震の2度の大きな地震に見舞われた経験から、既存の小・中学校の体育館の出入口にスロープを設置し、トイレを洋式化するなど、避難所環境の整備に取り組むとともに、大規模災害発生時には災害ボランティアセンターや緊急物資の一時集積所として災害支援活動の拠点となる、「子育ての駅」と「市民防災」の拠点機能が融合した全国初の施設である「ながおか市民防災センター」を整備し、防災力向上を図っています。
- ⑤ 滋賀県は、洪水対策の考え方を、従前の河川整備から「流域治水」に変えて、「ためる・とどめる・そなえる」の考え方で河川改修の対策を進めています。

(3) 施策の提言

本市においては、前述した先進的な取り組みに多くを学び、具体的には次のような防災施策の充実に努めるべきものと考えます。

- ① 防災対策の基本となる、消防職員等の配置については、国の消防力の整備指針に沿って計画的に充足率の向上に努めること。
- ② 東日本大震災を教訓として、災害時の停電対策のため、避難所に発電機が配備されたところですが、必要に応じて関係機関等と

- 協議し、燃料の備蓄についても検討を進めること。
- ③ 災害時要援護者に係る「あんしん連絡パック」について、有効に活用されるよう、その趣旨と効果について、さらに周知に取り組むこと。また、災害時に要援護者の支援が円滑に行われるよう要援護者名簿等個人情報の取扱いを適切に行うこと。
 - ④ 市民の財産を守るという観点から、住宅の地震対策として神戸市や三島市の取り組みを参考に、耐震診断、耐震工事、家具固定等の補助制度について、研究、検討を進めること。
 - ⑤ 災害発生時において、市民に対して情報が適切かつ適時に提供されるよう、避難所のインターネット環境の整備、集客施設等への災害情報受信ラジオの設置、臨時災害放送局用設備の整備など、情報伝達手段の検討を進めること。
 - ⑥ 水防について、防災ハザードマップの配布だけではなく、それぞれの地域に対応した避難計画の設定・周知を行い、避難訓練を継続すること。また、河川改修時には、滋賀県の取り組みを参考に、「ためる・とどめる・そなえる」という考えからの対策を検討すること。
 - ⑦ 妊産婦や子どもへの配慮など女性の視点が施策に生かされるよう防災会議の女性委員の登用率の向上に努めること。
 - ⑧ 行政においても、職員教育により災害対応能力の向上に努め、市民との協働への取り組みをさらに進めること。

2 市民協働による防災対策

(1) 現状と課題

災害が発生した場合、特にその災害が大規模であればあるほど、行政の対策活動「公助」が行き渡るには、時間がかかることが想定されます。

このため、発災時は自分たちで地域を守ることが基本であり、防災対策の主体はあくまで市民自身という市民の自発的な行動が極めて重要であることを、市民みずからも東日本大震災の経験から認識することとなりました。

「自らの身は自ら守る」という防災の原点に立ち、日頃から災害の発生に備え、あるいは災害による被害をなるべく少なくするための準備を行うこと及び消防団や婦人防火クラブ等、自主防災組織の方々が地域の防災意識を高める役割を担うことが重要であります。

阪神・淡路大震災において、実に98%の方が救助隊ではなく、一般

市民の方々に救助されたか、または自力で逃れたという結果が出ており、このことから地域は自らの地域を守ることに大きな意味があると考えます。

この「自助」及び「共助」の重要性は、広く市民の間でも認識されつつありますが、「自助」及び「共助」の力をいかに高めていくかということが課題です。

自助力や共助力を発揮するには、消防団や婦人防火クラブ等、自主防災組織の役割が大きいことは言うまでもありません。本市においては、特にマンション等では住民同士のつながりが希薄化してきており、自主防災組織の結成率の向上も課題となっています。なお、本市における自主防災組織の結成率は、平成25年3月末現在72.0%（世帯数）となっています。

（2）先進地・被災地の状況

神戸市では、消防署がリーダー研修を行い30～50世帯に一人を目安とし、災害時に自主的に地域の先頭に立って活躍する「市民防災リーダー」の育成を実施しており、年間約700～800名のリーダーを育成しています。

東日本大震災の沿岸被災地では、津波から避難する際の合言葉として、「津波てんでんこ」として知られているとおり、個人の判断で避難するのが原則となっています。また、災害対応の最前線に当たったのが、消防団であったことは報道等で広く知られているところであり、自主防災組織や婦人防火クラブなど、実際に避難誘導、救助、避難所の運営、安否確認等に携わった方々からも、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という相互扶助や連帯の精神が生かされたと感じられたとの声があるところです。

（3）施策の提言

本市において自助力や共助力を高めていくため、具体的には次のような防災施策の充実に努めるべきものと考えます。

- ① 自主防災組織や地域住民が集まる場を設定し、地域の防災対策を推進するリーダーの養成を図ること。
- ② 地域、学校及び社会教育の場などで防災教育を実施する環境の充実に努めること。
- ③ 地域の実情に応じた防災計画や避難計画を地域でつくりあげ、それに基づき防災訓練が実施できる体制の整備を支援すること。

- ④ 沿岸被災地では消防団の活動が救助活動等に果たした役割は大きいものであったところであり，消防団に対する装備品等について不足の解消とともに充実に努めること。

3 災害発生時における議員・議会の役割

(1) 先進地の状況

当市では，災害発生時の議員・議会の役割やマニュアルを整備していなかったことなどから，東日本大震災の発生時には，議会としてどのように行動すべきであったのか良く分からなかった，あるいは市民，議員相互及び行政との意志疎通が十分でなかったという反省があります。

仙台市議会では，将来の災害に対する議員・議会としての対応について，あらかじめ定めることにより議会の危機管理を確実なものにし，将来に引き継いでいくためとして，災害対応指針と災害対策会議設置要綱を定めました。また，札幌市議会では，議会基本条例に，災害時の議会の役割の規定を設けています。

(2) 提言

被災県の県都として，今後，大規模災害が発生した際に議員・議会としての役割を果たすためには，本市議会においても，これらの先進的な取り組みに学び，あらかじめ災害時の対応をマニュアル化しておくことが必要であると考えます。

専門家が指摘されているように，災害対策に落とし穴がないか市民の視点から常に注意しておく，また，危機管理においてもあらゆる場面で調整する能力が要求されうるということも念頭に置いて行動する必要があるものと考えます。

当特別委員会では，「盛岡市議会災害発生時における対応指針」及び「盛岡市議会災害対策会議設置要綱」の制定を提言します。

本指針及び要綱につきましては，文末に記載します。

まとめ

自然災害等の発生自体を防止することは，予知などを含み，限定されるものであることから，災害の発生を想定したうえで，人的・物的被害を最小限に留める「減災」の考えから事前の対策を練ることが重要です。

総合防災対策について，当市の場合，津波はないものの，地震，水

害（河川の氾濫，土石流），土砂崩れ，火山噴火なども想定されるため，これらを網羅した総合的な対策を検討しなければならないと考えます。

盛岡市では平成28年の消防体制のデジタル化に向けた対策を始めるなど，防災対策の充実を図っておりますが，防災対策は災害対策だけでなく各方面多岐に及ぶものであり，防疫対策等新たな対応が日々求められております。

時代に即した対策を図り，盛岡市民の生命，財産を守り「日本一安心・安全なまち」を実現することで盛岡のまちの魅力がより一層向上することを願い報告いたします。

盛岡市議会災害時における対応の指針

1 指針の背景

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、東日本大震災発災時、本市議会は教育福祉常任委員会開催中であった。

長く続く激しい揺れと庁舎のきしむ音、委員会室の窓から見えるビルは大きくたわみ、中津川の流れが大量の鮭の遡上を思わせるように飛び跳ねていた。

出席者の誰もが、募る恐怖心をおさえることができなかった。

委員会は直ちに散会し、私たち議員は地域において市民の安全確保と応急対策にあたったが、議会としての意思疎通に欠け混乱した反省点が見られた。

結果的に全国死者数 15,883 人[岩手県 4,673 人]、全国行方不明者数 2,676 人[岩手県 1,150 人]（*平成 25 年 5 月現在、警察庁発表）となった未曾有の大災害を、私たちは風化させてはならない。

本市議会は、東日本大震災の体験と教訓を踏まえ、大規模災害発生時には県都としての自覚と統一性を持って、的確に行動するため以下の基本姿勢に立った取り組みを行うこととする。

2 基本姿勢

- (1) 当局が災害対応に専念できるよう必要な協力、支援を行う。
- (2) 国、県及び関係機関に対し、適時適切な要望活動を行い、当局の復旧・復興の取り組みをバックアップすること。
- (3) 上記にあたっては、県都として被災自治体に対する後方支援も考慮し、広域的な視野に立って関係自治体の議会と積極的に連携すること。
- (4) 大規模災害時においては、議員、職員、庁舎自体も被災することが想定されることから、状況に応じた的確な対応を図るほか、随時、訓練を実施する。

3 対応の基本方針

- (1) 議会は、災害の状況に応じ必要な体制を取りながら、盛岡市災害対策本部（以下、「市本部」という）が行う災害対応に最大限の協力を行う。
- (2) 議長は、議会の災害対応に関する事務を統括する。
- (3) 議員は、(1)のほか、地域の一員として、自助の取り組みを推進

すると共に市民の安全確保と応急対応に当たり、地域における共助の取り組みが円滑に行われるよう努める。

- (4) 盛岡市議会災害対策会議（以下、災害対策会議という）設置の期間は当局が災害対応に専念できるよう、会派及び議員から当局への要望は、緊急の場合を除き窓口を經由し提出する。

4 災害発生時の対応

[初動期] (災害発生時から概ね24時間が経過するまで)

(1) 会議開催中の対応

- ① 議長は、本会議中に災害が発生した場合、必要に応じ、会議を休憩又は散会とするとともに、議会事務局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための対応を行わせる。
- ② 委員会開催中は、委員長も同様とする。
- ③ 議長又は委員長は、議員が速やかに地域での支援活動等を行えるよう配慮する。

(2) 議員の対応

- ① 議員は市内で震度5強以上の地震が発生した時は、自ら安否を議会事務局に連絡する。
- ② 議員は、地域における被災者の安全確保や、避難所への誘導等にできる限り協力する。

(3) 議会の対応

- ① 議会事務局は、議長に、被害及び市の対応状況を速やかに報告する。
- ② 議長は、①の報告を踏まえ、自らの判断または議員からの意見具申により必要と認めた場合に登庁し、必要な議員の参集を求め、災害対策会議を設置するなどの対応を行う。
- ③ 議長は、必要と認める場合、議会事務局を通じて議員の安否を確認する。
- ④ 議長は、災害対策会議を設置した場合、市長へ通知する。

[初動期経過後]

(1) 議員の対応

- ① 議員は、自ら所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- ② 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議会事務局に情報を提供すると共に、地域の一員として避難所支援、議長から受けた災害情報の発信など共助

の取り組みが円滑に行われるよう、できる限り協力する。

(2) 議会の対応

- ① 議長は被災情報を収集し、市本部へ提供する。
- ② 議会事務局は、市本部からの情報を速やかに議長に報告する。
- ③ 議長は、会派又は議員に対し、収集・把握した災害情報の的確な提供を行う。
- ④ 議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、市本部長との連絡調整にあたる。
- ⑤ 議長は、被災の実情を踏まえ、国、県、関係機関等に対し、適時適切に要望活動を行う。この場合には、広域的な観点に立って関係自治体の議会とも十分な連携を図る。
- ⑥ 議長は、前各号に定めるもののほか、この指針を踏まえ、必要な対応を行う。

盛岡市議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、盛岡市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次に掲げる場合には、災害対策会議を設置することができる。

- (1) 市内で震度5強以上の地震があったとき。
- (2) 岩手県内で大津波等の大規模災害が発生したとき。
- (3) 大雨、大雪、洪水、暴風雨、火山噴火等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき。
- (4) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき。
- (5) その他議長が必要と認めたとき。

2 議長は、災害対策会議を設置した場合は、市長に通告する。

3 議長に事故があるときは、副議長がこれを設置することができる。

(組織)

第3条 災害対策会議は、議長、副議長及び各会派から選出された議員をもって組織する。

2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長及び各会派幹事長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、副議長がその職務を代理する。

4 議長は、必要と認めるときは、その他の議員の参加を求めることができる。

(所掌事務)

第4条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 被災情報を収集し、整理して、盛岡市災害対策本部（以下「市本部」という）へ提供すること。

(2) 市本部から災害情報に基づき、議員へ情報提供を行うこと。

(3) 市本部からの要請事項についての対応に関すること。

(4) 市本部へ要望及び提言を行うこと。

(5) 国、県、関係機関等対し、要望活動を行うこと。

(6) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(議会事務局の役割)

第5条 議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から実施する。

平成 25 年 6 月 28 日

盛岡市議会議長 村 田 芳 三 様

震災復興対策特別委員会

委員長 鈴 木 俊 祐

委員会の調査報告書

本委員会に付託された調査事項について、調査の結果、別紙のとおり決定しましたので、会議規則第 70 条の規定により報告します。

平成 25 年 6 月盛岡市議会定例会

震災復興対策特別委員会調査報告書

平成 25 年 6 月 28 日提出

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源とした東北地方太平洋沖地震が発生しました。この地震動や巨大津波は、東北地方を中心に多くの尊い生命、家も財産も一瞬のうちに奪い去る甚大な被害をもたらしました。この災害は東日本大震災と名付けられ、2年を経過した今もなお、多くの方々が各地の仮設住宅などで暮らしながら、自らの生活再建のため、ふるさとの復興のため、ご苦勞、ご尽力されています。

この震災からの復興のため、県都盛岡として何ができるのか、何をしなければならないのか。今、被災者はそして被災地は何を求めているのか。心から寄り添いながら、震災からの復旧と復興への支援をしていくため、現状と課題を把握し、そして具体的に何ができるのかを調査することを目的に、平成23年10月27日、この特別委員会が発足しました。

被災県のひとつ岩手の県都として、被災地が真に復興し復興地となるその日まで、常に寄り添い、細やかに尽くしていきたいと考えています。

復興を推進するために、震災を経験した方、被災地に派遣された職員、被災し盛岡に住まわれている方々など、多くの方々の経験を学び、研修してまいりました。また、被災地の陸前高田市、大船渡市、釜石市、宮古市では被災状況や復興の進捗状況を調査したほか、地元議員との意見交換を行うなど貴重な時間をいただきました。さらに自らの庁舎が被災しながら、いち早く沿岸被災地の支援活動に尽力した遠野市では、その陣頭指揮を取った市長から当時の状況や盛岡市に期待することなどを伺いました。

また、東日本大震災への支援状況を堺市、大阪府高槻市及び北海道函館市から、神奈川県厚木市では災害時の相互応援協定について、北海道奥尻町では北海道南西沖地震からの復興対策について、北海道江差町では奥尻町への支援活動などについて調査いたしました。

盛岡市議会といたしましてもこの調査研究を生かし、今後の盛岡市の復興推進の後押しをしていかなければならないと考えています。

このように、当特別委員会では、復興支援対策のための提言を行うべく調査研究を進めてきましたので、その調査結果について、次のとおり報告いたします。

記

1 これまでの調査活動について

当特別委員会では、以下の調査活動を行いました。

(1) 盛岡市の震災復興の現状の確認

① 復興推進部の設置等について (H23. 11. 28開催)

現在の盛岡市の震災復興支援の現状について、災害対策本部復興推進部事務局長から説明を求めました。

② 官民連携による震災復興支援活動 (H23. 12. 7, H25. 4. 3実施)

盛岡市が、東日本大震災で被災され、盛岡市において生活の再建に取り組む方々に、きめ細やかな支援活動を行う施設として設置したもりおか復興支援センターの運営従事者及び業務委託団体から、その活動の現状と課題について聴取を行いました。

③ 被災地派遣を経験して (H25. 4. 3開催)

盛岡市から被災地に派遣された職員4名から、派遣職員として被災地における盛岡市が果たすべき役割や派遣された職員の待遇などの課題について聴取を行いました。

(2) 岩手県の大震災当時の支援活動の確認

① 東日本大震災を経験して (H24. 6. 6開催)

大震災当時、沿岸広域振興局副局長として宮古市で支援活動に当たった、岩手県盛岡広域振興局長からその活動について聴取を行いました。

(3) 行政視察

① 被災自治体の震災復興の現状の確認

被災自治体に共通しているのは、復興計画を策定するにあたって、具体的な補助対象など国の制度そのものが不明確なままで足踏みしているということがありました。

ア 陸前高田市・大船渡市 (H23. 11. 18実施)

陸前高田市、大船渡市とも、市中心部が壊滅的被害を受け、住宅地の移転が課題となっていますが、国の支援策などがまだ明確になっていないことから計画策定が遅れていました。

イ 釜石市・宮古市 (H24. 4. 9実施)

釜石市は、災害時の支援における広域連携や、地域を超えた自治体間連携についてのマニュアルを、盛岡市が先導して整備することを求めています。

宮古市は、地区復興まちづくり計画の策定にあたり、地区住民の意

見を最大限に尊重することにしていました。

② 被災自治体に対する救援体制の現状の確認

ア 遠野市 (H24. 10. 9実施)

遠野市は、震災以前より、宮城県沖の巨大地震に備え、地震・津波災害における後方拠点施設整備に関する提案書をまとめ訓練を行っていました。実際の復興支援に取り組むにあたり、国の制度上などでさまざまな制約が支援の足かせになっていたという指摘もありました。

イ 大阪府高槻市・堺市，神奈川県厚木市 (H24. 2. 7～2. 9実施)

震災直後，高槻市，堺市などが所属する大阪府の緊急消防援助隊が想定していなかった東北地方の被災地支援に出動していました。

厚木市では，神奈川県央市町村との相互協定や民間団体等との災害時相互応援協定を結び災害時の応援体制を構築していました。

ウ 北海道函館市・奥尻町・江差町 (H24. 7. 18～7. 20実施)

震災から5年後の平成10年3月，奥尻町は完全復興宣言をしました。東日本大震災の被害が東日本の広範囲に及んだことと比較して，北海道南西沖地震では被害地域が一定の地域に限られていたことは考慮しなければなりません。奥尻町の復興対策，特に住宅地の高台への移転，個人住宅の再建支援が順調に終了し，5年という短期間で町の復興と再建が成し遂げられたことに驚かされました。また，奥尻町への支援にあたった江差町では，救援物資の仕分けに時間と労力がかかったこと，専門的技術を持った人材の派遣を一定期間継続させることが重要であるとの説明を受けました。

2 震災後からの盛岡市の取り組み

東日本大震災発生当日は，直ちに盛岡市災害対策本部を設置し，市内全域で停電が起こる中，避難所の設置や通勤困難者及び旅行者への対応，市外被災者の受け入れを開始するなどの対応がなされています。

翌日からは要援護者の安否確認や道路被害の確認，断水地域への応急給水の開始をするなど，市内の一部では電力も復旧し始めましたが，市内避難所は64カ所に達し，避難者は4,496人と震災後における避難所・避難者の数がこの日が最大数値となっており，その後約一週間で市内避難所も解消されました。

震災後の週明けからは，沿岸被災地からの避難者の受け入れを始め，沿岸被災地に職員を派遣し情報の収集を図る一方，「市災害支援センター」を旧農林中央金庫ビルに開設し沿岸被災地への本格的な支援活動に取り組んでいます。

平成23年4月27日には，盛岡市災害対策本部内に「復興推進本部」を立ち上

げ、6月1日には被災地・被災者の復興支援及び市内経済活動の回復に向け、「東日本大震災に係る盛岡市復興推進の取組方針」の策定がなされています。

同年7月6日には、沿岸被災地でボランティア活動をする人たちに宿泊場所の提供やボランティア活動を効果的に支援するために旧宮古高校川井校校舎を借り受け「盛岡市かわいキャンプ」を開設し、平成25年3月29日に閉所されるまで同施設は沿岸被災地支援拠点として全国から多くのボランティアの皆さんが利用しました。

そして、東日本大震災盛岡市復興推進アドバイザリーボードの設置や「被災地支援建設プロジェクト盛岡実行委員会」を設立し、山田町、大槌町及び陸前高田市に環境配慮型のミニ集会施設「エコハウス」を建設・寄贈しました。このエコハウスを東海大学の復興支援プロジェクト「どんぐりハウス」の理念である「被災者の生活支援」、「被災地の復興支援」、「エコロジー」、「企業・団体等からの協力・支援」を継承して、多くの企業・団体・個人からの協賛と協力を頂き、市産材や震災廃木材の再生建材を使用しソーラー発電やペレットストーブ、LED照明など環境に配慮した施設としたことは大変意義深いものでした。

また、復興を担う人材育成に貢献する観点から、被災地の仮設住宅などから盛岡市に進学のために転入してくる学生の居所を提供した復興支援学生寮運営事業シェアハウスを設置しました。このシェアハウスに現在は、復興支援団体なども入居し、市民と一体の交流を目指すため「もりおか復興推進しえあハート村」を開村しています。

このように震災後から盛岡市は様々な復旧・復興支援事業に取り組んできました。

震災後の盛岡市の復旧・復興支援事業は、遠野市のそれと比較されることが多く、遅いと指摘されていましたが、私たち議会も同様の指摘をされてまいりました。しかし、こうしてここまでの2年間で振り返ってみますと、これらの取り組みは評価に値するものでありますとともに、今後の取り組みにも期待しています。

3 震災復興対策の課題について

今回の東日本大震災を経験した盛岡市は、内陸都市である地理的条件の中で地震による被害も少なく、ごく短い期間で市民生活が確保されています。

しかし、沿岸被災地では地震による津波被害によって、多くの犠牲者や被災者が発生し、自治体機能が麻痺する状況の中で、復旧から復興へと繋いでいくには、さらに年月が費やされることとなります。

今後の復興対策の課題として以下のように考えます。

(1) 災害に備えた体制の整備

盛岡市としては、内陸都市としての震災経験と被災地支援の経験を生かし、災害時における他都市との災害時連携協定の充実や災害時における物資搬入のルート確保や物資の備蓄など災害に備えた体制整備を図っていく必要があります。

また、沿岸被災地からは、復興に精一杯取り組んでいる中、できれば県都盛岡市が主体となり災害復旧や復興へのマニュアルの策定をし、沿岸被災地にマニュアルの提供をしていただけないかという声もありました。

(2) 被災者の生活支援及び心のケア

沿岸被災地の復興が長期化する中で、被災者の就労支援などの生活支援対策、窮屈な仮設住宅での避難生活や地域コミュニティが崩壊したことによるストレスや明日への不安など、心身に対するケアの充実と生活相談の支援体制を被災地と連携し強化していくことが求められます。

(3) 復興事業を担う人材不足

震災から2年が経過していますが、今後、沿岸被災自治体で新しいまちづくりが本格化する中で、多くの復興事業に取り組まなければなりません。マンパワー不足が懸念されています。

盛岡市としても現在、被災地に職員を派遣しておりますが、盛岡市がリーダーとなり民間企業も含めた専門的な人材支援チームを形成し、沿岸被災地へ派遣していく体制が望まれます。

4 今後の取り組みへの考察

(1) 避難者への支援

盛岡市内への避難者への支援については、もりおか復興支援センターなどの取り組みは評価できます。今後も、避難生活の中での身体やメンタルなど健康面への支援、生活困窮者への支援を強めるとともに、とりわけ将来の生活設計に対する悩みなどへの相談支援体制を強めることが求められます。それには、当該自治体の情報提供や具体的な連携体制の強化も求められます。

(2) 災害を想定した防災訓練の実施

遠野市は、東日本大震災発災翌日、釜石市に支援隊を派遣し、翌々日には沿岸被災地後方支援室を設置、同時に運動公園を開放し自衛隊等の活動拠点として受け入れを行いました。また、全国からの救援活動の活動拠点としても大きな役割を果たしました。

この迅速な行動には、先に述べましたが、宮城県沖の巨大地震に備え、地震・津波災害における後方拠点施設整備に関する提案書をまとめ訓練を

行っていたという背景があります。

本市は、盛岡市危機管理指針のなかで危機管理に係る基本的、標準的な事項を定め、また、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって、市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、また、被害を最小限に軽減して、住民生活の安定と秩序の維持に努めるとともに、公共の福祉の確保に資することを目的とした盛岡市防災計画により、大規模な災害に備える体制を整えております。

さらに、総合防災訓練により、市民の防災意識の向上が図られ、防災関係機関との連携強化にも効果が上がっていると考えられます。

しかしながら、東日本大震災を教訓とするならば、考慮しなければならないことがあります。

一つには、大震災発生時の避難の際に浮き彫りになった地域における防災活動の重要性、自主防災組織の必要性です。

町内会や自治会を中心に組織される自主防災組織の活動は、消防団や地域の様々な団体と連携することで、活動の活性化や継続に繋がることになります。

つまり、普段からの地域での活動や連携が防災活動にとって重要な要素であるということを認識しなければなりません。

この地域での活動や連携には、地域的、あるいは人的つながりをよく把握している市議会議員個々、その集合体である盛岡市議会の果たすべき役割も大きくなっています。

もう一つには、想定されるあらゆる災害に対する備えに万全を期すことです。その中には、複数の市町村にまたがる岩手山噴火もあり、防災関係機関に加え、広域または地域の枠を超えた自治体、あるいは民間団体との連携による備えが必要となります。

このさまざまな枠組みを超えた防災活動と地域コミュニティの活性化による自主防災活動について、その標準化に取り組むべきです。これによって、盛岡市と被災自治体、さらには他自治体間における共通認識ができるならば、被災自治体の期待に応えることになります。

(3) 被災者のニーズに即応した支援物資の提供

岩手県が行った支援物資の配布は、事前に必要数を申告する形式のため、保管場所に受け取りに行った際に追加の要請をすることはできませんでした。盛岡市は、もりおか女性センターが物資配布の管理をしていたため被災者側の要望に対し、融通の利いた対応をとることができました。

もりおか復興支援センターでの支援物資の配布は、被災者の精神的負担

を減らし、また心を和ませるために、展示した商品を買って物気分で受け取ることができるようにした点は、支援物資配布の工夫が見られた事例の一つとすることができます。

支援物資の管理や提供は、災害時の初期段階から1週間、1カ月、1年とその対応が違ってくることから、信頼性のあるNPO法人などに任せることで、より被災者の要望に融通性のある対応がとれます。

提供される物資の内容についても時間経過とともに被災者のニーズが変わってくることも予測しながら物資の収集や提供をすべきです。さらに、この時間経過とともに変わる被災者のニーズについては、災害時の支援体制を構築するうえでの基礎データとして、支援に当たった側の盛岡市において蓄積するべきものであると考えます。

(4) 市職員の沿岸被災自治体への継続的な派遣による支援

沿岸被災自治体の復興は、さまざまな課題ごとにスピードの差はあるものの推し進められています。しかし、大震災当初から、自治体職員の被災によりマンパワー不足があり、岩手県内はもとより全国の自治体から職員の派遣が行われ、災害時対応から今では一般職員の通常業務に携わっています。特に、住宅地の高台への移転やかさ上げなどの専門性の高い能力が必要な分野での人材が求められています。

盛岡市は、震災後から現在に至るまで職員の派遣を継続して行っております。短期職員派遣の実績は、平成25年1月1日現在で、派遣人員725人延べ人数1,642人（派遣職員の数に、派遣日数を乗じた人数）に上り、長期派遣の実績は、平成23年度が35人、平成24年度が33人に上り、平成25年度も行われております。この職員派遣については、沿岸被災自治体の行政機能が回復し、支援の必要がなくなるまで継続することが求められます。また、先に述べた被災自治体の望む専門性の高い能力を有する職員の派遣も考慮されなければなりません。さらには、盛岡市がリーダーとなって民間企業も含めた専門的な人材支援チームを形成し、沿岸被災地へ派遣していく体制が望まれます。

(5) 震災を風化させないために

被災地や被災した方々の、震災の記憶や教訓、復興への共感などが時間の経過とともに忘れられてしまうのではないかとの声に答えるため盛岡市では、平成24年10月、東京都千代田区に岩手もりおか復興ステーションを設置し、首都圏での復興支援情報の提供、岩手県内の地域と企業とのマッチング、イベントを通じて岩手県内の復興支援物産販売などを行っています。また、被災地の復興状況や観光情報を掲載したフリーマガジンなどを

発行する復興推進事業，被災地で活動するボランティアや被災地の見学を希望する市民の送迎など被災地支援活動の側面支援事業，復興支援ラジオ番組制作事業など各種事業の充実と，これら事業の周知活動を徹底することで，盛岡市民の記憶からも震災を風化させないことが望めます。

今後も震災の記憶の風化を防ぐことや息の長い支援の必要性を訴えていくため，復興関連の情報発信を続けていくことを求めます。

(6) 国への支援の要望

被災地の復興が進まない中，被災地の復旧・復興のため最優先に配分されるべき復興予算が，被災地以外で復興とは関係の薄い事業に流用されていると度々報道されています。また，被災者の生活はいまだ十分再建されたとは言いがたい状況の中，国民健康保険及び後期高齢者医療制度における一部負担金の免除，介護保険サービス利用者負担額の免除措置について平成24年9月30日をもって国は全額財政支援を打ち切りました。

今後も市長会などを通じて，被災地の復興，被災者の生活再建のための大胆な財政支援を国に求めていくことを強く要望します。

5 結びに

東日本大震災の発生から今日まで，日本国内はもとより世界各国から支援の手が差し伸べられました。義援金やボランティアの規模はかつて経験したことのないものになりました。

この支援に応えるためには，被災地の復旧・復興が被災者の望む形で早急に進むことが求められます。もう一つ大切なことは，あらゆる災害に備え，特に今後想定される災害では，被害を最小限に食い止めなければならないということです。そうすることが，大震災の犠牲になられた方々や大きな被害を受けられた方々に対する残された我々の責務であるとも言えます。

今回，当特別委員会の調査活動では，盛岡市が，震災の記憶の風化を防ぐこと，息の長い支援の必要性を訴えていくという目的で設置した岩手もりおか復興ステーション（東京都千代田区）について調査を行いませんでしたが，被災者，被災自治体から聞こえる「私たちに忘れないでほしい」という切なる声に応えるものとして評価できます。堺市では，支援状況をパネルにして市民向けに防災意識高揚のために阪神・淡路大震災と東日本大震災を比較するなど工夫して展示していましたが，岩手もりおか復興ステーションの取り組みも震災復興対策を考える上で大切な取り組みと言えます。

盛岡市は，災害時に備えた防災訓練を強化することによって災害に強い都市にならなければなりません。それには，防災の原点である地域コミュニティの活

動と自主防災組織の構築を推し進めることも忘れてはなりません。そうすることで災害時に、被災地の復旧・復興に力を発揮し、リーダーシップをとることができます。

東日本大震災発生時、被害の詳細を確かめる間もなくそれが尋常なものではないと判断し、まずは被災地に向かった自治体や行政組織がありました。この行動は、阪神・淡路大震災の教訓が生かされているわけですが、なかでも国、県、市町村という縦の繋がりに加え、中核市間、友好都市間や近隣都市間など横の繋がりが災害時対応には役に立つというものから生まれたものです。ゆえに、盛岡市は、横の連携、広域での自治体の連携、地域の枠を超えた自治体間の連携、官民の枠を超えた企業や団体との連携を図るために、災害時における相互応援の協定を結び、災害に備える体制の整備を速やかに行わなければなりません。

盛岡市の職員派遣について検討する時、平成24年度中に派遣された職員からの「被災自治体の職員から、「派遣職員は1年間で交代するので継続性のある重要な業務を任せることはできない。」と聞いた。」「担当業務と派遣先業務とのミスマッチはないほうがいい。」「カウンセリングは専門の方をお願いしたい。」などの経験談は貴重なものになりました。派遣期間、派遣先での業務内容について検討する際に参考とするべきです。また、職員派遣については、慣れない被災地という環境で仕事を行い、相当なストレスを感じることもありますので、派遣された職員の心身のケアを十分に行うよう要望します。

もりおか復興支援センターの支援内容は評価に値するものであり、今後も継続し強化していくべきです。何よりも被災者に寄り添う姿勢をさらに高め、現在の官民連携、民間主導だからこそできる運営の効果が上がるような相談体制の強化にも取り組むべきです。

当特別委員会の調査報告が、震災復興対策の重要な情報・提言になるようお願いしまして、報告といたします。

平成 25 年 6 月 28 日

盛岡市議会議長 村 田 芳 三 様

観光対策特別委員会

委員長 竹 田 浩 久

委員会の調査報告書

本委員会に付託された調査事項について、調査の結果、別紙のとおり決定しましたので、会議規則第 70 条の規定により報告します。

平成 25 年 6 月盛岡市議会定例会
観光対策特別委員会調査報告書

平成 25 年 6 月 28 日提出

観光は、消費の増加や雇用の創出といった経済効果だけではなく、訪れる人に癒しや、ゆとりをもたらします。また、そこに住む方々が地域に対する誇りと愛着を持ち、活力に満ちた地域社会の実現をもたらす点でも注目されています。国は、観光が 21 世紀のリーディング産業になるとして、平成 19 年に「観光立国推進基本法」を施行した後、翌平成 20 年に「観光庁」を設置しました。本市でも平成 27 年度を目標年次とした「観光推進計画」を策定し、「歩いて楽しむ都市型観光の推進」、「国際観光とバリアフリー観光の推進」、「地域連携による広域観光の推進」の 3 つの基本方針のもと、施策を展開しています。

近年、本市及び県内の観光を取り巻く状況は変化してきております。平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災以降、沿岸被災地をはじめ、県内各地で観光客が減少しました。震災直後の落ち込みから少しずつ回復はしているものの、震災前にはいまだ及ばない状況です。また、平成 23 年 6 月に、平泉の文化遺産が世界遺産に登録され、観光客の増加が期待されたものの、平泉を訪れた観光客のうち、盛岡広域圏まで足を伸ばす人は少なく、逆に仙台方面に流れる傾向にあります。さらに、盛岡ブランドとしても位置づけられている石川啄木は、没後 100 年を迎えた平成 24 年は、関連行事等で盛り上がりを見せましたが、玉山区にある石川啄木記念館の来館者数は減少に歯止めがかからず、盛岡ブランドが有効に生かされていない現状にあります。今年 12 月には、石川啄木記念館が本市に移管されることも決定しています。没後 100 年関連行事での盛り上がりをいかに生かし、継続していくかが課題となっています。

このようなことから、「震災からの復興に観光が果たす役割」「平泉の世界文化遺産から盛岡広域圏をはじめとする県内観光への広がり」「盛岡ブランドでもある石川啄木を盛岡の観光へ生かすこと」が重要であるとの認識のもと、盛岡市議会では平成 17 年 6 月定例会、平成 19 年 6 月定例会に引き続き、平成 23 年 10 月定例会でも観光対策特別委員会を設置し、①平泉の文化遺産（世界遺産）の調査研究、②沿岸観光資源の調査研究、③石川啄木の活用と観光ルート開発をテーマに、県内でも著名な観光アドバイザーとの意見交換、平泉町、宮古市・田老地区、兵庫県淡

路市，北海道釧路市，などを視察し，観光に直接携わっている方々からお話をお伺いするなど，現状の把握と今後の展望について調査活動を進め，観光施策推進の提言に向け調査研究を鋭意行ってまいりました。以下，次のとおり報告いたします。

記

1. 平泉文化遺産の世界遺産登録についての調査研究

(1) 現状と課題

平成23年3月11日の東日本大震災は，福島第一原子力発電所の事故も伴い，東北地方をはじめ日本全体の観光産業に甚大な影響を与えました。しかし，東日本大震災から3ヵ月後，「平泉文化遺産」が世界遺産に登録され，さらに岩手県では2回目となったJRグループによるディスプレイネーションキャンペーンが平成24年4月から6月まで実施され，観光産業復活の大きな足掛かりとなりました。徐々に観光客は増加に転じ，平成24年に平泉町の観光客入込数は264万人に達し過去2番目となりました。観光客の県内外，宿泊・日帰り別では，県外日帰りが8割前後を占め県内日帰りが2割前後であり，過去20年間おおむね同じ比率となっております。県内宿泊が1割にも満たないという現状は，平泉町及び近隣市町村に宿泊施設が少ないこと等も影響していると思われ，平泉観光の後には仙台市近郊の温泉施設等への宿泊が一般的な傾向であり，観光客等のアンケートからもその流れが見受けられます。「平泉文化遺産」が世界遺産登録され観光客は確実に増加の傾向を示しておりますが，岩手県内全域から見れば平泉一点集中の感があり，盛岡広域圏及び県北地域では，世界遺産登録の追い風をいかしきれていないのが現状であります。再度，観光客が何を移動手段とし，どのようなルートで何を目的にしているのか，動線や実数等調査する必要があると思われ，国内全体の観光客の数は，ほぼ横ばいか若干低下の傾向がみられ，岩手県においても同様であり期待される団塊の世代でも減少の傾向にあります。また団体の観光客においても100人，200人という多くの方々に1度に来ていただく時代ではなく，個人及び小グループでの観光割合は概ね70%，団体では20%という調査結果もあります。個人や小グループでは観光に求めるニーズが広範囲に及び多様化することが考えられ，そのようなニーズに応える努力が求められるのではないのでしょうか。「平泉の文化遺産」の世界遺産登録は，県内の観光地に多くの観光客を呼び込む力を秘めており，本

市としても関係団体・業界と一体となり個人や小グループ，団体の方々のニーズを把握し，観光メニューを検討する必要があると思われます。さらに徐々に低下することが想定される世界遺産登録効果に対する対策も重要な課題であると考えます。

(2) 今後の方向性

「平泉の文化遺産」が世界遺産登録されてから2年が経過し，観光客入込数は増加しているものの県外日帰り客が約8割もあり，県内宿泊客が1割にも満たない状況は重要な課題であり，損失ともとらえられます。関東・甲信越及び関西から九州圏まで含めた観光客がどのような動線で平泉まで来られるのか，また平泉からどのような観光地を求めて次へ向かうのか徹底して検証する必要があると思われます。観光客がなぜ仙台方面へ流れ，花巻および盛岡広域圏へ流れないのか，その要因は何か，どこを改善すればいいのか，検証を積み重ねた中で，具体的な対応策を講じていくべきと考えます。今までとは違う状況も浮び上るのではないのでしょうか。

「平泉から盛岡へ」だけではなく，「平泉から岩手県全域へ」，そして秋田県・青森県への観光ルートの積極的な情報提供なども本市の観光振興に有利に展開すると思われます。そのためには，盛岡駅の観光案内所の充実が必要であると考えます。本県はもとより近隣の秋田県・青森県についてもきめ細かな観光情報などを発信できるように機能の強化・充実が必要であると思われます。移動する観光ルート上の各地域の魅力，文化や自然景観・史跡や食文化等，それぞれのブランドを併せて発信することは，観光客の多様なニーズに応えることになると思われます。仙台・松島を中心とした伊達な広域観光圏は，本県の一関市，奥州市，平泉町，山形県の最上町等も構成員となっておりますが，現在宮城県で展開しているdestinationキャンペーンPRの開始時期や展開方法等，広域観光圏のとらえ方を含め，その積極的な姿勢は学ぶ点があったのではないかと考えられます。平泉からの観光客誘致については，盛岡・八幡平広域観光圏はもとより，青森県の「新たな青森の旅十和田湖広域観光圏」や秋田県とも積極的に連携を図る等，北東北3県の連携を更に深め観光客の誘致を推進する必要があると考えます。

2. 沿岸観光資源の調査研究

(1) 現状と課題

本県沿岸地域の観光産業は、東日本大震災により壊滅的な被害を受けました。観光にかかわる方々の人的被害、宿泊施設等の破壊、海産物等の食材供給の低下、また海上・鉄道・道路を含めた全ての交通機関に甚大な影響を与え観光客入込み数の低下を招いております。震災から二年以上経過した現在も復旧工事の最中であり、漁業や加工場の復活、再建の遅れは、沿岸地域の生活再建や雇用にも影響し、貴重な観光資源でもある魚介類の販売低下も招いており、一日も早い漁業の完全復活が待たれます。また、宿泊施設の絶対的な不足は観光客の宿泊数に大きな影響を与えており、宮古市における調査では、復興関係の工事関係者やビジネス関係者の利用が多く、観光客の宿泊受け入れは難しい状況にあります。他の沿岸被災地も同様であり、今後復興工事が本格化すればさらに厳しい状況になると想定されます。

商業観光施設は仮設も含め、徐々にではありますが復旧が進みつつあり、万全ではありませんが、日帰り観光客の受入れに対応している状況にあります。安全面や土地利用の課題もあり、商業観光施設の整備には官民一体となった早期の対策が求められます。沿岸被災地は懸命な努力を重ねていますが、課題が山積し復興がなかなか進まない状況にあります。

(2) 今後の方向性

沿岸被災地の観光客入込み数は、今後交通網や商業観光施設の復旧等の整備により平成25年度以降増加するものと思われ、宿泊施設の整備や二次交通の確保等、受入れ体制の再構築が求められます。しかし、現在の進捗状況からは相当数の年月を要すると思われ、北東北観光の交通結節点である県都盛岡市は沿岸被災地と一体であるとの認識から、関係する観光団体等と連携をとりながら宿泊施設の不足に対応しなければならないと考えます。また、これまで取り組んできた三陸沿岸の観光資源の活用に加え、新たな観光資源の開発に取り組む必要があります。

世界遺産平泉と学ぶ防災・被災地ガイド等復興ツアーとの組合せや、県南・盛岡広域圏との連携強化等が必要と考えます。また、NHK朝の連続テレビ小説『あまちゃん』の活用等も沿岸北部から盛岡広域圏への誘致が可能ではないかと思われ、中長期的には三陸復興国立公園や岩手三陸ジオパークの取組みと連携した新たな観光資源の開発等も必要と思われ、被災地沿岸の観光地は観光客の受入れ体制の基盤整備が遅れており、県都盛岡市が沿岸被災地とともに、山積する課題に取り組

むことが本市の観光振興にも寄与するものと思われま

3. 石川啄木の活用と観光ルート開発

(1) 現状と課題

石川啄木は、宮沢賢治・金田一京助氏らと共に本市の重要な先人ブランドとして位置付けられ、石川啄木記念館や先人記念館、盛岡てがみ館、もりおか啄木・賢治青春館等において関連する資料等が展示され顕彰活動が行われております。また、平成24年には没後100年を機に、「石川啄木没後百年記念事業実行委員会」が設置され、関連事業が各種、企画・実行され現在も継続中でありま

(2) 今後の方向性

啄木の没後100年の節目の年であった昨年は、記念行事等イベントが多彩に展開され、啄木終焉の地・東京都文京区とは新たな交流がスタートした記念の年でもありま

本市は、啄木の活用が少なく感じられます。駅や商店街などでももっと大胆に啄木を前面に出すべきではないでしょうか。他市の例を見ますと、北海道函館市にはわず

また、啄木は、文学的なイメージが強いため、難しいと敬遠されてはいないでしょうか。啄木の短歌の世界を再現してみるイベント等を企画し、いわゆる「文学好き」だけではなく、より多くの人に啄木への関心を高めてもらえるような工夫が必要と考えます。

さらに、「短歌甲子園」や「啄木かるた大会」に啄木ゆかりの地、東京都文京区や北海道函館市そして北海道釧路市等ともっと交流できる機会があってもいいと考えます。

啄木を活用した観光ルートでは、既存の観光ルートの見直しや再点検が必要と思われます。啄木生誕の地、玉山区日戸・常光寺の近くには1万本の桜が植樹されたサクラパーク姫神があり、今後遊歩道や東屋等が整備され、サクラの成長と共に観光スポットとして期待されます。

啄木が盛岡中学校時代に詠んだ学校の図書館が、整備が進む鉾屋町地内に移築されることになりました。啄木関連で形が残っている建物として最後とされるだけに、啄木新婚の家や町家群と共に啄木観光ルートの中で活用できると思われます。生出地区の水力発電を含めたエコタウン事業は玉山区の数少ない観光資源になると期待されます。啄木を生かした観光とは趣が異なりますが、県内でもトップクラスの湧水による自然再生エネルギーの水力発電を見ることは啄木観光ルートに変化を与える観光資源であると考えます。

4. 観光振興への施策提言

東日本大震災から2年3ヶ月が経過し、震災のあった平成23年から比較すると、平成24年は観光客が戻りつつあり、若干復調の兆しが見えます。しかしながら、沿岸被災地の真の復興へはまだ時間がかかります。盛岡市は岩手県の県都として、防災教育やボランティア等を通じた沿岸被災地との観光面での連携を強化することが必要です。東日本大震災復興支援と連動する本市の観光施策のひとつとして、首都圏観光PR事業に加え、本市が東京都千代田区に設置しました、岩手もりおか復興ステーションのさらなる活用について検討が必要です。

平泉では世界遺産登録に伴い観光客の入込み数が伸びており、平泉から北への観光客誘致対策の強化を関係団体や業界と検討し、観光商品を提供する等早期の実施が求められます。現況からは、仙台・松島を中心とした伊達な広域観光圏に取り込まれている実態があり、盛岡・八幡平広域観光圏だけの誘致活動では限界があると思われることから、秋田、青森県等との広域観光圏との連携、復興ツアーとの組合せ等も有効です。

また、平泉の世界遺産登録による、外国人観光客の増加が見込まれ、駅や道路の案内表示板等や宿泊施設での外国語表示も必要です。

啄木は、函館、小樽、釧路、札幌各市を含め約1年間しか北海道に滞在しておりませんが、北海道では、啄木を観光面で最大限活用しております。本市も啄木を取り入れた観光振興施策を検討する必要があります。北海道は本市にとっても貴重な観光客市場であります。平成27年度末の新函館駅新幹線開通に向けて、函館市、釧路市等との友好都市締結等も検討する必要があります。函館市の子供たちも参加する啄木かるた大会に、文化交流の締結を結んだ東京都文京区の子供たちにも参加していただくことで、大会が盛り上がり将来の観光振興にも結びつくものと思われれます。

さらには、盛岡町家を生かした「歴史的街並み保存活用事業」や平成28年より、4,000人から5,000人収容可能なアイスアリーナの活用について検討する必要があります。

通年で大会・学会・スポーツイベントなどを積極的に誘致し、参加者が観光でも訪れていただけるような仕組みを検討する必要があります。

本市の観光振興にとって、情報発信のきめ細かな実施は不可欠です。インターネット、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、マスメディア、旅行専門誌など、あらゆる媒体を効果的に使い、連動させる必要があります。

観光は、経済効果が大きく、裾野の広い産業であることから、観光部の設置を検討していただくことを期待し報告といたします。

平成 25 年 6 月 28 日

盛岡市議会議長 村 田 芳 三 様

エネルギー対策特別委員会
委員長 兼 平 孝 信

委員会の調査報告書

本委員会に付託された調査事項について、調査の結果、別紙のとおり決定しましたので、会議規則第 70 条の規定により報告します。

平成 25 年 6 月盛岡市議会定例会
エネルギー対策特別委員会調査報告書

平成 25 年 6 月 28 日提出

平成 23 年 3 月 11 日、東日本大震災発生。この大地震により発生した大津波により、本県をはじめ東北地方の太平洋沿岸の市町村、住民は多くの生命・財産を失い、甚大な被害を被りました。盛岡市においても、沿岸におられた方が亡くなるなどの人的被害とともに、停電や断水、燃料不足等により全市民が不自由な生活を強いられました。

また、同時に発生した東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の大事故は、原子炉からの放射能の飛散により、地域住民のみならず県境を越え、住民や農業を始めとする諸産業にも大きな被害と諸々の影響を与え続けています。福島第一原発事故は、それまで、そして今後も我が国の電力供給の中核を担っていくであろうと考えられていた原発の事故であり、その安全対策の見直しにとどまらず、再生可能エネルギーなどの導入、積極的な普及や拡大など我が国のエネルギー政策を根本から見直させることとなりました。ただ、我が国における再生可能エネルギーの歴史はまだ浅く、すぐにエネルギー供給の主体となるにはまだまだ解決していかなければならない課題も抱えています。

このような状況を踏まえ、当委員会では、盛岡市における今後のエネルギー施策のあり方について、我が国の現状の把握と今後の情勢を推測しながら、再生可能エネルギーの一層の普及など、盛岡市における新エネルギー計画策定に対する提言に向け調査活動を行ってきましたのでここに調査結果を報告します。

記

1 国，岩手県，盛岡市のエネルギーの現状

我が国のエネルギーの現状を、一次エネルギー構成比率と電源別電力供給構成比率から見てみると、一次エネルギー構成比率では、石油 42.1%、石炭 21.0%、天然ガス 19.1%、原子力 11.5%、水力 3.2%、新エネルギー・地熱等 3.1%となっており、電源別電力供給構成比率では、天然ガス 29.4%、原子力 29.2%、石炭 24.7%、一般水力 8.0%、石油 7.6%、新エネルギー等 1.1%となっています。また、エネルギー自給率（原子

力を除く) (2008 年度実績) は 4 % (18% : 原子力を含む) となっており, ほとんどを輸入に頼っています。(エネルギー白書 2011 より)。

岩手県の状況ですが, 電力自給率 (平成 22 年度, 岩手県資料) で見ると 24.6% となっており, 4 分の 3 は県外から送電されてきています。そのうち 18.1% が再生可能エネルギーとなっています。全国平均は 8 % ですので, 2 倍以上岩手県は再生可能エネルギーで発電を行っていることとなります。エネルギー需給構造からみた盛岡市の特徴は, 商業などの業務施設が集積していることにより, 民生部門 (家庭と業務) の構成が全国や岩手県に比べて高く, 電力需要の構成も高くなっています。また, 冬季の気温が低いためと推測される重油・灯油の需要構成が高くなっています。このことは 1 世帯当たりの二酸化炭素の排出量 (2008 年実績) からみても推測されます。灯油が全国平均で 476 (kg-CO₂), 岩手県は 1,596 (kg-CO₂), 盛岡市は 2,240 (kg-CO₂), となっています。

以上のように, 燃料, 電気など私たちの市民生活は, 輸入エネルギーにより支えられています。今後しばらくは主要な部分での大きな変化はないと思われれますが, 反面, 今回の震災後, 自治体や市民のエネルギーに対する意識は大きく変化しています。

特にも電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が成立し, 再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度がスタートしたことにより, 再生可能エネルギーへの取り組みは, 自治体, 市民, 企業も積極的になってきており, 盛岡市においても一層取り組んでいくことが必要です。盛岡市は, 四つの川が交わり, 市域の 7 割を占める森林や, 北国のなかでは日照時間にも恵まれています。この大自然の恵みを最大限市民生活に生かす施策が, 今盛岡市に求められています。

2 盛岡市の再生可能エネルギーの取り組み状況と目指すべきエネルギー対策

(1) 再生可能エネルギーの取り組み状況

盛岡市は, 平成 16 年に「盛岡市新エネルギービジョン」を策定し, その基本理念に「光と緑のエネルギーを活かすまち盛岡」を掲げ, 未来の世代に環境と共生するエネルギー利用を進める都市・盛岡を創造することとしています。

しかし, 「ビジョン」は地球温暖化防止のための CO₂ 削減対策が主な内容で, 東日本大震災や福島第一原発の事故からの教訓を生かす内容になっていないという課題が残されています。「ビジョン」の提言を踏まえな

がら、盛岡市はこの間、エネルギー自立型の都市を目指すとして、災害時対応として避難場所になる学校施設等の公共施設への太陽光発電システムの率先導入や、エネルギーの地産地消・地域循環型のモデル地域としてユートランド姫神とその周辺地域の整備（生出地域エコタウン事業）、一般住宅への太陽光発電システム設置補助等に取り組んできました。公共施設への設置状況をみますと、太陽光発電システム 13カ所、ペレットストーブ 22カ所、薪ボイラー（ストーブ含む）・チップボイラー等 4カ所、小水力発電 1カ所などとなっています。

（２）盛岡市の目指すべきエネルギー対策

新エネルギービジョンに、「本市の地域特性からみて導入可能性の高い新エネルギーは、太陽光発電、太陽熱利用、木質バイオマス、地中熱、クリーンエネルギー自動車である。」と述べられています。東日本大震災において停電と燃料不足（暖房とガソリン）は市民生活を直撃し、不自由な生活を強いられ、災害等の緊急時における対策として、電気と燃料の確保は欠くことが出来ないこと、そして地産地消のエネルギーの必要性を改めて学びました。このような点から、盛岡市においては、太陽光発電や自然エネルギーの賦存量が高く、豊かな森林資源を生かした木質バイオマスの活用を一層進めていくべきであると考えます。

また、我が国の今後のエネルギー政策が確定できない現状を考えると、盛岡市として活用できる再生可能エネルギーを検討し、地元で賄うことのできる地産のエネルギー利用計画を一つ一つ積み上げていくボトムアップ型のエネルギー対策を図るべきであると考えます。

（３）再生可能エネルギーの市民生活への具体的な導入について

エネルギー自給や地球温暖化等の面からは有効な再生可能エネルギーも、導入に当たってはそれぞれ課題を抱えています。それらの課題を少しでも解決しながら、また、地域振興とも結びつけていくことが必要です。

例えば、一般住宅用太陽光発電システムの導入では、初期投資の軽減化の課題があります。10年間に 13,000 戸の普及を可能とするためにも、設置補助の拡充とともに、初期投資の軽減のためエコファンドの創設、市民共同発電所などによる再生可能エネルギーの「地産地消」の仕組みなど、民間事業としても成り立つスキームを検討することが必要です。

また、太陽光発電システム設置においては、地域経済振興の面からも、

住宅耐震補強，リフォーム事業などと一緒に地元経済につなげることも重要です。

木質バイオマスを利用したペレットストーブやチップボイラーの導入では，市域の7割を占める森林は，林業生産のほか水資源や環境保全などの重要な役割を果たしており，全国的にも木質バイオマスの利活用が林業振興に直結する施策として注目されています。例えば，紫波町の自然エネルギー利活用施策は，地域経済循環を徹底させ自治体が仕事を作り→雇用と所得を生み→所得が地域で消費され地域を潤し→自治体財政も潤い，さらに仕事を生み出すという循環の輪を中心においています。また，木質バイオマス活用において盛岡市は，自然エネルギーの賦存量だけではなく，需要先も積極的な活用が望まれます。チップなどの原料供給においては30キロメートル圏内が適当とも言われています。

(4) エネルギー有効活用のための市民意識の向上について

従来からの化石エネルギーの有効活用や再生可能エネルギーへの転換を図っていくためには，市民の理解と協力が必要です。これまでも盛岡市において多くの情報提供や学習活動を行ってきました。東日本大震災の経験を機に，国民の意識も変わったと言われ，我が国も再生可能エネルギーなどの自然エネルギーの積極的導入に乗り出した今，盛岡市においても再生可能エネルギーの普及のため一層の市民への浸透策が必要です。

例えば，機器普及のためには体験することが一番です。これまで再生可能エネルギー設備が設置された公共施設の現場での学習やソーラーパネルを設置した方々からの体験をお聞きするなど，これまでも行ってきたことですが，見本が身近にたくさんある効果も期待されます。また，経済効率性はまだまだでも，小水力発電や風力発電など出来るだけいろいろな再生可能エネルギー設備を学校や子ども科学館などに設置し，自然な学習の中で小さい頃から慣れ親しんでおくことも将来的に有効なことです。

また，ライフスタイルのあり方も問い直されています。省エネ対策とエコな生活を結びつけた自然エネルギーの活用の啓発も必要です。

(5) 結び

福島第一原発の事故発生以来，我が国のエネルギー政策の方向性が定まりません。原発は，廃止から容認までいろいろ主張が分かれています。東日本大震災を契機に再生可能エネルギーが大きく注目され，導入

環境が一気に整備されました。

従来、再生可能エネルギーは、地球環境温暖化対策や化石燃料の延命策の点から捉えられてきましたが、今日は一步踏み込んで安全な地産地消エネルギーとして、さらに、雇用の拡大や地域経済活性化への起爆剤として利活用の促進を早急に図るべきと考えます。

私たちは、この再生可能エネルギーという大自然から頂いた小さな力を大きく育て、地域に生かし、後世に伝えていく使命をあの東日本大震災から与えられたのだと思います。